

北海道旅客鉄道株式会社 公告第2号

◎旅客営業規則の一部改正について（施行日：令和3年5月27日）

北海道旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年4月北海道旅客鉄道株式会社公告第1号）の一部を次のように改正し、令和3年5月27日から施行する。

令和3年5月20日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
島田 修

第26条の次に次を加える。

（普通乗車券の発売方）

第26条の2 次の各号に掲げる場合は、前条及び第68条第4項の規定により、それぞれ片道乗車券又は連絡乗車券を発売する。

- (1) 環状線一周となる経路の場合は、片道乗車券を発売する。
- (2) 営業キロ又は第14条の2に規定する擬制キロ若しくは運賃計算キロを打ち切つて普通旅客運賃を計算する場合は、前条第2号の場合を除き、環状線一周となる駅又は折返しとなる駅を着駅及び発駅とする連続乗車券を発売する。

第57条の3第2項を次のとおり改める。

2 前項の規定によるほか、新幹線以外の線区であつて、次の各号に定める区間を乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。

- (1) 次に掲げる線区又は区間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（ただし、特別急行列車成田エクスプレス号及びE261系車両で運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。）
 - イ 山手線、赤羽線、南武線、武蔵野線、東北本線中東京・黒磯間、常磐線中日暮里・勝田間、日光線、高崎線、上越線中高崎・石打間、両毛線中新前橋・前橋間、吾妻線中渋川・万座・鹿沢口間、総武本線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、横須賀線、根岸線、横浜線、中央本線中東京・竜王間、東海道本線中東京・三島間及び伊東線
 - ロ 仙山線、北上線及び奥羽本線中秋田・青森間
 - ハ 磐越西線中郡山・喜多方間
 - ニ 白新線及び羽越本線中新発田・秋田間
 - ホ 大阪環状線、関西本線中新今宮・天王寺間、阪和線中天王寺・和歌山間、関西空港線及び紀勢本線中和歌山・新宮間
 - ヘ 奈良線及び関西本線中木津・天王寺間
 - ト 東海道本線中京都・神戸間、山陽本線中神戸・姫路間、福知山線、播但線、山陰本線中京都・浜坂間及び舞鶴線
 - チ 七尾線

リ 九州旅客鉄道会社内各線

- (2) 宇野線中岡山・茶屋町間、本四備讃線及び予讃線に運転する特別急行列車で、西日本旅客鉄道会社線内又は西日本旅客鉄道会社線と四国旅客鉄道会社線とにまたがる場合の 50 km 以内の停車駅相互間。ただし、立席特急券及び自由席特急券に限る。
- (3) 四国旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の 50 km 以内の停車駅相互間。ただし、25 km を超え 50 km 以内の指定席特急券を除く。
- (4) 東海旅客鉄道会社線内の次に掲げる区間
 - イ 関西本線中名古屋・亀山間及び紀勢本線中亀山・新宮間（伊勢鉄道株式会社線が中間に介在する場合、これを通じて特別急行券を発売するときを含む。）、身延線、飯田線、高山本線中岐阜・猪谷間又は中央本線中多治見・塩尻間に運転する特別急行列車の 50 km 以内の停車駅相互間。ただし、立席特急券及び自由席特急券に限る。
 - ロ 御殿場線中松田・沼津間に運転する特別急行列車の 30 km 以内の停車駅相互間。
 - ハ 東海道本線中次に掲げる区間に運転する特別急行列車の 51 km 以上の停車駅相互間。ただし、立席特急券及び自由席特急券に限る。
 - (イ) 三 島・静 岡間
 - (ロ) 静 岡・浜 松間
 - (ハ) 豊 橋・名古屋間
- (5) 博多南線に運転する特別急行列車の博多・博多南相互間
- (6) 上越線に運転する特別急行列車の越後湯沢・ガーラ湯沢相互間
- (7) 北海道旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の 150km 以内の停車駅相互間
- (8) 前各号の規定にかかわらず、別表第 1 号の 2 第 1 項に定める列車群に含まれる特別急行列車の停車駅相互間。ただし、同列車群に含まれるいずれかの特別急行列車に乗車する場合に限る。

第 57 条の 4 を次のとおり改める。

(特定の普通急行券の発売)

第 57 条の 4 第 57 条第 1 項第 2 号の規定により普通急行券を発売する場合で、旅客が次の各号に定める区間を乗車するときは、特定の普通急行料金によって普通急行券を発売する。

- (1) 北海道旅客鉄道会社線内に運転する普通急行列車の 50 km 以内の停車駅相互間
- (2) 四国旅客鉄道会社線内に運転する普通急行列車の 50 km 以内の停車駅相互間
- (3) 九州旅客鉄道会社線内に運転する普通急行列車の 50 km 以内の停車駅相互間
- (4) 門司港若しくは下曾根・博多間、吉松・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間に運転する普通急行列車の停車駅相互間（50 km 以内の区間を除く）
- (5) 鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間に運転する普通急行列車の停車駅相互間（25km 以内の区間を除く）
- (6) 国分・鹿児島中央間若しくは霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間に運転する普通急行列車の停車駅相互間（25km 以内の区間を除く）
- (7) 関西本線中名古屋・亀山間及び紀勢本線中亀山・新宮間（伊勢鉄道株式会社線が中間に介在する場合、これを通じて普通急行券を発売するときを含む。）、御殿場線中松田・沼津間、

身延線、飯田線、高山本線中岐阜・猪谷間又は中央本線中多治見・塩尻間に運転する普通急行列車の30km以内の停車駅相互間

(8) 山手線、赤羽線、南武線、武蔵野線、東北本線中東京・黒磯間、常磐線中日暮里・勝田間、日光線、高崎線、上越線中高崎・石打間、両毛線中新前橋・前橋間、吾妻線中渋川・万座・鹿沢口間、総武本線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、横須賀線、根岸線、横浜線、中央本線中東京・竜王間、東海道本線中東京・熱海間、伊東線、白新線、羽越本線中新発田・秋田間、仙山線、北上線、磐越西線中郡山・喜多方間及び奥羽本線中秋田・青森間に運転する普通急行列車の50km以内の停車駅相互間

(9) 七尾線に運転する普通急行列車の停車駅相互間（50km以内の区間を除く）

第59条を削除する。

第70条の次に次を加える。

（特定列車に対する旅客運賃及び料金の計算経路の特例）

第70条の2 次の各号に掲げる場合で、当該各号の末尾のカッコ内の上段の区間を乗車するときは、第67条の規定にかかわらず、○印の経路の営業キロによって急行料金及び特別車両料金を計算する。

(1) 赤羽以遠（川口方面）の各駅と池袋以遠（目白方面）の各駅との相互間を、東北本線及び山手線経由で直通運転する列車に乗車するとき

東北本線及び山手線

○赤羽線

(2) 代々木以遠（新宿方面）の各駅と錦糸町以遠（亀戸方面）の各駅との相互間を、山手線、東海道本線及び総武本線経由で直通運転する急行列車に乗車するとき

山手線、東海道本線中品川・東京間及び総武本線中東京・錦糸町間

○中央本線及び総武本線御茶ノ水・錦糸町間

(3) 岡谷以遠（下諏訪方面）の各駅と塩尻以遠（洗馬又は広丘方面）の各駅との相互間を中央本線（辰野経由）で直通運転する急行列車に乗車するとき

中央本線（辰野経由）

○中央本線（みどり湖経由）

(4) 尼崎以遠（塚本方面）の各駅と和田山以遠（養父方面）の各駅との相互間を、山陽本線、播但線及び山陰本線経由で直通運転する急行列車に乗車するとき

山陽本線、播但線及び山陰本線

○東海道本線、福知山線及び山陰本線

(5) 赤羽以遠（川口又は北赤羽方面）の各駅と品川駅との相互間及び、品川以遠（大井町又は西大井方面）の各駅と赤羽駅との相互間を、東北本線及び山手線経由で直通運転する列車に乗車するとき

東北本線及び山手線

○東北本線及び東海道本線

2 前項各号に掲げる列車で当該各号の末尾のカッコ内の上段の区間を乗車する場合、その区間

内において途中下車しない限り、第 67 条の規定にかかわらず、○印の経路の営業キロによって旅客運賃を計算することがある。このとき、乗車券の券面の経路は、旅客運賃の計算の経路を表示する。

第 74 条の 5 の次に次を加え、第 74 条の 6 を第 74 条の 7 に改める。

(補助寝台を使用する場合の急行料金)

第 74 条の 6 補助寝台は、寝台個室の設備定員分の寝台と同時使用を条件として、1 室 1 葉で発売することとし、補助寝台を使用する場合の急行料金については、前条の規定にかかわらず、第 73 条に規定する旅客の年齢区分により収受する。ただし、2 人用の寝台個室を 3 名で使用する場合は、3 名分のうち 2 名分は旅客の年齢区分にかかわらず、大人の急行料金とする。

第 79 条を次のとおり改める。

(東京附近等の特定区間における大人片道普通旅客運賃の特定)

第 79 条 第 77 条及び前条の規定にかかわらず、東京附近、名古屋附近及び大阪附近における駅相互間の大人片道普通旅客運賃は、次項に定めるところにより特定の額を適用する。

2 前項の規定により大人片道普通旅客運賃の特定額を適用する区間及び特定額は、別表第 2 号イの 6 のとおりとする。

第 80 条を次のとおり改める。

(新幹線の並行区間等における大人片道普通旅客運賃の特定)

第 80 条 次の各号に掲げる新幹線の区間相互間を乗車する場合又はこれらの区間と新幹線以外の線区を連続して乗車する場合で、その発着となる駅が第 78 条第 2 項に規定する電車特定区間内にあるとき若しくは新神戸発着となるときの大人片道普通旅客運賃は、第 77 条の規定にかかわらず、第 78 条第 1 項の規定により計算した額又は第 84 条第 2 号に規定する額とする。ただし、京都・新大阪相互間及び京都・新神戸相互間については、前条に規定する特定額を適用するものとする。この場合、京都・新神戸相互間については、京都・神戸間の特定額とする。

- (1) 東 京・品 川間
- (2) 東 京・上 野間
- (3) 東 京・大 宮間
- (4) 上 野・大 宮間
- (5) 京 都・新大阪間
- (6) 京 都・新神戸間
- (7) 京 都・西明石間
- (8) 新大阪・新神戸間
- (9) 新大阪・西明石間
- (10) 新神戸・西明石間

2 前項の規定によるほか、新幹線と新幹線以外の区間を連続して乗車する場合で次の各号の左欄の区間の大人片道普通旅客運賃については、前条に規定する右欄の区間の特定額を適用するものとする。

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 千里丘・新神戸間 | 千里丘・神戸間 |
| (2) 岸 辺・新神戸間 | 岸 辺・神戸間 |
| (3) 吹 田・新神戸間 | 吹 田・神戸間 |
| (4) 茨 木・新神戸間 | 茨 木・神戸間 |
| (5) 摂津富田・新神戸間 | 摂津富田・神戸間 |
| (6) 高 槻・新神戸間 | 高 槻・神戸間 |
| (7) 桂 川・新神戸間 | 桂 川・神戸間 |
| (8) 西大路・新神戸間 | 西大路・神戸間 |

第 95 条の 2 を次のとおり改める。

(北海道旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃)

第 95 条の 2 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人通勤定期旅客運賃

イ 幹線内相互発着となる場合

別表第 2 号ロの 2 に定める額

ロ 地方交通線内相互発着となる場合

別表第 2 号ハの 2 に定める額。ただし、別表第 2 号ハの 3 第 1 号に定める区間相互間の定期旅客運賃は、同表に定める額に特定した額とする。

(2) 大人通学定期旅客運賃

イ 幹線内相互発着となる場合

別表第 2 号ニの 2 に定める額

ロ 地方交通線内相互発着となる場合

別表第 2 号ホの 2 に定める額。ただし、別表第 2 号ハの 3 第 2 号に定める区間相互間の定期旅客運賃は、同表に定める額に特定した額とする。

第 99 条第 3 号を次のとおり改める。

(3) 第 79 条の規定により大人片道普通旅客運賃の特定額を適用した区間の大人定期旅客運賃は、次に定める額を適用する。

イ 大人通勤定期旅客運賃の特定額

別表第 2 号レに定める額

ロ 大人通学定期旅客運賃の特定額

別表第 2 号レの 2 に定める額

同条第 3 号の次に次を加える。

(4) 前号の規定にかかわらず、前号の特定額を適用する区間内の駅相互間の定期旅客運賃が、当該特定額適用区間の定期旅客運賃に比較して、これよりも高額となる場合は、当該特定額をもってこの区間の定期旅客運賃とする。

第 104 条第 1 号イの(ロ)を次のとおり改める。

(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合

別表第 2 号ホの 4 に定める額。ただし、別表第 2 号ハの 3 第 3 号に定める区間相互間の定期旅客運賃は、同表に定める額に特定した額とする。

同条第 2 号イの(ロ)を次のとおり改める。

(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合

別表第 2 号ホの 5 に定める額。ただし、別表第 2 号ハの 3 第 4 号に定める区間相互間の定期旅客運賃は、同表に定める額に特定した額とする。

同条第 3 号イの(ロ)を次のとおり改める。

(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合

別表第 2 号ホの 3 に定める額。ただし、別表第 2 号ハの 3 第 5 号に定める区間相互間の定期旅客運賃は、同表に定める額に特定した額とする。

第 125 条第 1 項第 1 号イの(イ)の f の(a)中「(b)以外の指定席特急料金」を「(b)及び(c)以外の指定席特急料金」に改める。

同条同項同号イの(イ)の f の(b)を次のとおり改める。

(b) 第 57 条の 3 第 5 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

① ②以外の指定席特急料金

新大阪・博多間の乗車区間に対して a、b 又は d の規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第 2 号ウに定める額から 530 円を低減した額とを合計した額とする。この場合、a、b 又は d のただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。

② 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第 1 項第 1 号イの(イ)の a、b 又は d のただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。

(①) 新大阪・新下関間の新幹線停車駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間の指定席特急料金

新大阪・博多間の乗車区間に対して第 1 項第 1 号イの(イ)の a、b 又は d の規定により計算した額と博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対する別表第 2 号ウに定める額から 920 円を低減した額とを合計した額とする。

(②) 小倉駅と筑後船小屋・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間の指定席特急料金

小倉・博多間に対して第 1 項第 1 号イの(イ)の a 又は b の規定により計算

した額から 770 円を低減した額と、博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第 2 号ウに定める額から 530 円を低減した額とを合計した額とする。

(③) 小倉駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間の指定席特急料金

小倉・博多間に対して第 1 項第 1 号イの(イ)の a 又は b の規定により計算した額から 770 円を低減した額と、博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対する別表第 2 号ウに定める額から 920 円を低減した額とを合計した額とする。

同条同項同号イの(イ)の i を次のとおり改める。

i 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券(第 57 条第 2 項第 1 号及び第 8 項の規定により発売するものを含む。)に適用する指定席特急料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

東京・新青森間の乗車区間に対して a、c 又は g の規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第 2 号ノに定める額から 530 円を低減した額とを合計した額とする。この場合、a、c 又は g のただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。

(b) 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第 1 項第 1 号イの(イ)の a 又は c のただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。

① 東京・八戸間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金

東京・新青森間の乗車区間に対して第 1 項第 1 号イの(イ)の a、c 又は g の規定により計算した額と新青森駅・奥津軽いまべつ駅間に対する別表第 2 号ノに定める額から 1,230 円を低減した額とを合計した額とする。

② 七戸十和田・木古内間及び七戸十和田・新函館北斗間の指定席特急料金

七戸十和田・新青森間に対して第 1 項第 1 号イの(イ)の a 又は c の規定により計算した額から 990 円を低減した額と新青森・新函館北斗間に対する別表第 2 号ノに定める額から 530 円を低減した額とを合計した額とする。

③ 七戸十和田駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金

七戸十和田・新青森間に対して第 1 項第 1 号イの(イ)の a 又は c の規定により計算した額から 990 円を低減した額と、新青森・奥津軽いまべつ間に対する別表第 2 号ノに定める額から 1,230 円を低減した額とを合計した額とする。

同条同項同号ロを次のとおり改める。

ロ 新幹線以外の線区

(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金

a b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

① ②以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。

	50キ	100キ	150キ	200キ	300キ	400キ	600キ	601キ
営業 キロ 地帯	ロメ ート ルま で	ロメ ート ル以 上						
料 金	円 1,290	円 1,730	円 2,390	円 2,730	円 2,950	円 3,170	円 3,490	円 3,830

② 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金

1人当りの料金は、前①の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の①の表に定める料金から530円を低減した額とする。

(c) 特定特急料金

① ②以外の特定特急料金

1,320円とする。

② 盛岡・秋田間の停車駅相互間に対する特定特急料金

(b)に定める額とする。

b 第57条の3第2項第2号の規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金

560円とする。

c 第57条の3第2項第3号の規定により発売する特別急行券に対する特別急行料金

(a) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。

営業キロ 地帯	25キロ メートル まで
料 金	円

	1,070
--	-------

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

次表に定める料金とする。

営業キロ 地帯	25キロ メートル まで	50キロ メートル まで
料 金	円 330	円 530

d 第57条の3第2項第4号の規定により発売する特別急行券

(a) 同号イの規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金は、次表に定める料金とする。

営業キロ 地帯	30キロ メートル まで	50キロ メートル まで
料 金	円 330	円 660

(b) 同号ロの規定により発売する特別急行券

① 指定席特急料金

860円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、660円とし、同条第3項の規定により発売するものにあつては、330円とする。また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,060円とする。

② 立席特急料金及び自由席特急料金

330円とする。

(c) 同号ハの規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金は、990円とする。

e 第57条の3第2項第5号の規定により発売する指定席特急券及び自由席特急券に対する特急料金は、100円とする。

f 第57条の3第2項第6号の規定により発売する指定席特急券及び自由席特急券に対する特急料金は、100円とする。

g 第57条の3第2項第7号の規定により発売する特別急行券

(a) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	25キロ メートル まで	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで
料 金	円 850	円 1,160	円 1,680	円 2,360

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

h 第 57 条の 3 第 2 項第 8 号に定める列車群に含まれる特別急行列車に対して適用する特別急行料金

(a) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であって、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては同表に定める料金から530円を低減した額とする。

	50 キ	100	150	200	300	400
営業	ロ	メ	キ	ロ	キ	ロ
キロ	ー	ト	メ	ー	メ	ー
地帯	ル	ま	ト	ル	ト	ル
	で	まで	まで	まで	まで	まで
料金	円	円	円	円	円	円
	760	1,020	1,580	2,240	2,550	2,900

(b) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であって、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

	50 キ	100	150	200	300	400
営業	ロ	メ	キ	ロ	キ	ロ
キロ	ー	ト	メ	ー	メ	ー
地帯	ル	ま	ト	ル	ト	ル
	で	まで	まで	まで	まで	まで
料金	円	円	円	円	円	円
	1,020	1,280	1,840	2,500	2,810	3,160

(c) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては同表に定める料金から530円を低減した額とする。

	50 キ	100	150	200
営業	ロ	メ	キ	ロ
キロ	ー	ト	メ	ー
地帯	ル	ま	ト	ル
	で	まで	まで	まで
料金	円	円	円	円
	760	1,020	1,580	2,240

(d) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第1号の2第1項第4

号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。) であって、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては(c)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

	50 キロ	100 キロ	150 キロ	200 キロ
営業キロ 地帯	メートル まで	メートル まで	メートル まで	メートル まで
料金	円 1,020	円 1,280	円 1,840	円 2,500

(e) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(c) に定める料金とする。

(f) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(d) に定める料金とする。

i 特別急行列車成田エクスプレス号に乗車する場合の渋谷・千葉間に発売する指定席特急券に対する指定席特急料金

1,290円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、1,090円とし、同条第3項の規定により発売するものにあつては、760円とする。また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,490円とする。

j 第57条の3第4項の規定により、奥羽本線中福島・新庄間並びに田沢湖線及び奥羽本線中大曲・秋田間に発売する特別急行券

(a) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から140円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から380円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に140円を加算した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで
料 金	円	円	円

	910	1,230	1,680
--	-----	-------	-------

(b) 立席特急料金、自由席特急料金及び特定特急料金

(a)の表に定める料金から380円を低減した額とする。

(㍑) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金

a 指定席特急料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。

	50キ	100キ	150キ	200キ	300キ	400キ	401キ
営業	ロメ						
キロ	ート						
地帯	ルま	ルま	ルま	ルま	ルま	ルま	ル以
	で	で	で	で	で	で	上
料	円	円	円	円	円	円	円
金	1,190	1,530	1,970	2,290	2,510	2,730	3,070

(b) 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金

1人当りの料金は、前(a)の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。

b 立席特急料金及び自由席特急料金

aの(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

c 特定特急料金

1,320円とする。

(ハ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金

a b及びc以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。

	50キ	100キ	150キ	200	300	400	401キ
営業	キロ						
キロ	メートル						
地帯	まで	まで	まで	まで	まで	まで	以上
料	円	円	円	円	円	円	円
金	1,050	1,480	1,890	2,290	2,510	2,730	3,070

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

b 東武鉄道株式会社線と直通運転する特別急行列車に乗車する場合に発売する特別急行券に対して適用する旅客鉄道会社線の特別急行料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める額から530円を低減した額とする。

営業キロ	50キロ	100キロ	150キロ
地帯	メートル	メートル	メートル
	まで	まで	まで
料 金	円	円	円
	1,050	1,480	1,890

(b) 渋谷・栗橋間及び東京・栗橋間の指定席特急料金

1,050円とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、520円とする。

c 特別急行列車あかぎ号に乗車する場合に発売する指定席特急券に対する指定席特急料金

次表に定める額とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める額から530円を低減した額とする。

営業キロ	50キロ	100キロ	150キロ
地帯	メートル	メートル	メートル
	まで	まで	まで
料 金	円	円	円
	1,050	1,480	1,890

(二) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金

a b以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第

1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。

	50キ	100キ	150キ	200キ	300キ	400キ	401キ
営業	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ
キロ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ
地帯	トル						
	まで	まで	まで	まで	まで	まで	以上
料	円	円	円	円	円	円	円
金	1,190	1,520	1,950	2,290	2,510	2,730	3,060

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

(c) 特定特急料金

1,320円とする。

b 津幡・和倉温泉間の停車駅相互間（50km以内の区間を除く。）の特別急行券に対する特別急行料金

(a) 指定席特急料金

1,190円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、990円とし、同条第3項の規定により発売するものにあつては、660円とする。また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,390円とする。

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

660円とする。

(ホ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金

次に定める料金とする。ただし、特別急行列車あそぼーい！号の展望席及び白いくろちゃんシート並びに特別急行列車かわせみ やませみ号のやませみベンチシートに乗車する場合の特別急行料金にあつては、a又はbに定める指定席特急料金に210円を加算した額とする。

a b以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とする。

	25キ	50キ	75キ	100キ	150キ	200キ	300キ	301キ
営業	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ
キロ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	メ
地帯	トル	トル	トル	トル	トル	トル	トル	トル
	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	以上
料	円	円	円	円	円	円	円	円
金	840	1,160	1,370	1,480	1,780	1,940	2,050	2,210

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

b 次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、或る列車号及び36ぷらす3号に乘車する場合の特別急行料金を除く。

(a) 乗車区間が門司港若しくは下曾根・博多間、吉松若しくは霧島神宮・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間の停車駅相互間（25km以内の区間及び(c)に定める区間を除く。）のとき

① 指定席特急料金

1,050円とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、520円とする。

② 立席特急料金及び自由席特急料金

520円とする。

(b) 乗車区間が鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間の停車駅相互間（25km以内の区間を除く。）のとき

① 指定席特急料金

950円とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、420円とする。

② 立席特急料金及び自由席特急料金

420円とする。

(c) 乗車区間が国分・鹿児島中央間、霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間の停車駅相互間（25km以内の区間を除く。）のとき

① 指定席特急料金

840円とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、310円とする。

② 立席特急料金及び自由席特急料金

310円とする。

同条同項第2号を次のとおり改める。

(2) 普通急行料金

イ ロ以外の普通急行料金

	50キ	100キ	150キ	200キ	201キ
営業 キロ 地帯	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ル以 上
料 金	円 560	円 760	円 1,000	円 1,100	円 1,320

ロ 第 57 条の 4 の規定により発売する場合の普通急行料金

(イ) 同条第 1 号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、次表に定める料金とする。

営業キロ 地 帯	25 キロメー トルまで	50 キロメー トルまで
料 金	円 320	円 520

(ロ) 同条第 2 号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、次表に定める料金とする。

営業キロ 地 帯	25 キロメー トルまで	50 キロメー トルまで
料 金	円 330	円 530

(ハ) 同条第 3 号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、次表に定める料金とする。

営業キロ 地 帯	25 キロメー トルまで	50 キロメー トルまで
料 金	円 310	円 520

- (ニ) 同条第 4 号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、520 円とする。
- (ホ) 同条第 5 号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、420 円とする。
- (ヘ) 同条第 6 号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、310 円とする。
- (ト) 同条第 7 号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、330 円とする。
- (チ) 同条第 8 号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、520 円とする。
- (リ) 同条第 9 号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、560 円とする。

第 130 条第 1 項第 1 号イの(ロ)の e 及び f を次のとおり改める。

e E259 系車両で運転する特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)

営業 キロ 地帯	200キロメ ートルま で
料 金	円 2,100

f E655 系車両で運転する特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)

営業 キロ 地帯	200キ ロメ ート	400キ ロメ ート	600キ ロメ ート	800キ ロメ ート	801キ ロメ ート
----------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

	ルま で	ルま で	ルま で	ルま で	ル以 上
料 金	円 2,800	円 4,190	円 5,400	円 6,600	円 7,790

同条同項同号口の(ロ)を次のとおり改める。

(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の個室

	設備定員 4 人
1 室当りの料金	円 6,280

b E261 系車両で運転する特別急行列車の個室

	設備定員 4 人	設備定員 6 人
1 室当りの料金	円 8,400	円 12,600

c 100 系「スペーシア」で運転する特別急行列車の個室

	設備定員 4 人
1 室当りの料金	円 3,150

同条同項第 2 号を次のとおり改める。

(2) 特別車両料金(B)

イ ロ及びハ以外の特別車両料金(B)

営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで	151 キロ メートル 以上
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

ロ 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上
料 金	円 780	円 1,000

ハ 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、東北本線中東京・黒磯間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総

武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間並びに成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合の特別車両料金(B) (ただし、自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。)

(イ) (ロ) 以外の特別車両料金(B)

- a 特別車両を設備した列車に乗車する前に特別車両券(B)を購入した場合
次表に定める料金とする。

営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上
料 金	円 780	円 1,000

- b 特別車両を設備した列車に乗車した後、車内で特別車両券(B)を購入した場合
次表に定める料金とする。

営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上
料 金	円 1,040	円 1,260

(ロ) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日、12月29日から同月31日及び1月2日から同月3日(以下この条においてこれらを「ホリデー」という。)に特別車両を設備した列車に乗車する場合(ホリデー以外の日(以下この条において「平日」という。)からホリデーにまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及び平日の翌日のホリデーに乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合を除く。)、ホリデーから平日にまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車場合及びホリデーの翌日の平日に乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合

- a 特別車両を設備した列車に乗車する前に特別車両券(B)を購入した場合
次表に定める料金とする。

営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上
料 金	円 580	円 800

- b 特別車両を設備した列車に乗車した後、車内で特別車両券(B)を購入した場合
次表に定める料金とする。

営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上
-------------	--------------------	--------------------

	で	上
料 金	円 840	円 1,060

第 136 条を次のとおり改める。

(寝台料金、設備名称及び設備定員)

第 136 条 寝台料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) A寝台料金（1人当りの料金とする。）

1夜につき1個	個室	：（シングルデラックス、カシオペアツイン、カシオペアコンパート）	13,980円
		特別個室（R）：（カシオペアデラックス）	18,000円
	特別個室（S）：（カシオペアスイート）	26,710円	

(2) B寝台料金（1人当りの料金とする。）

1夜につき1個	個室	：（ソロ）	6,600円
	個室（ST及びSRT）	：（シングル、サンライズツイン）	7,700円
	個室（ST）	：（シングルツイン）	9,600円

(3) 寝台個室の補助寝台料金（1人当りの料金とする。）

イ 第1号に規定する個室及び特別個室（R）の補助寝台料金

1夜につき1個 9,990円

ロ 第1号に規定する特別個室（S）の補助寝台料金

1夜につき1個 13,980円

ハ 第2号に規定する個室（ST）の補助寝台料金

1夜につき1個 5,500円

(4) 寝台個室に設備された補助寝台を使用する場合の寝台料金は、第1号及び第2号に定める寝台料金と前号に定める補助寝台料金を合計した額とする。

2 寝台個室の名称、設備定員については、次のとおりとする。ただし、カシオペアコンパートの発売方については、別に定めるところによる。

(1) A寝台個室

	設備定員	補助寝台使用時の設備定員
シングルデラックス	1	2
カシオペアコンパート	1	2
カシオペアツイン	2	3
カシオペアデラックス	2	3
カシオペアスイート	2	3

(2) B寝台個室

	設備定員	補助寝台使用時の設備定員
--	------	--------------

ソロ	1	—
シングル	1	—
サンライズツイン	2	—
シングルツイン	1	2

第 187 条第 10 号を次のとおり改める。

- (10) 第 57 条の 3 第 2 項第 1 号の規定による場合の特別急行券の標記は、「B 自由席特急券」の例により「B」を冠記して表示する。

第 248 条第 2 項を次のとおり改める。

2 前項の規定にかかわらず、未指定特急券から未指定特急券以外の指定席特急券への乗車券類変更は、当該未指定特急券に指定された列車群に含まれる 1 個の特別急行列車を指定する場合であって、かつ、未指定特急券の乗車日及び有効区間と変更後の指定席特急券の乗車日及び乗車区間が同一である場合に限り、乗車券類変更の回数に含まない。ただし、未指定特急券以外の指定券から未指定特急券への変更を請求することができない。

別表第 2 号イの 5 の次に次を加える。

別表第 2 号イの 6

【第 77 条の 6】

東京近等々の特定区間における大人片道普通旅客運賃の特定額

(円)		(円)		(円)	
区 間	運賃	区 間	運賃	区 間	運賃
東 京・西 船 橋	310	澁 谷・桜 木 町	480	西 大 井・久 里 浜	940
上 野・成 田	940	澁 谷・横 浜	400	西 大 井・衣 笠	820
上 野・下総松崎	940	澁 谷・東神奈川	400	西 大 井・横 須 賀	820
上 野・安 食	940	澁 谷・新 子 安	400	西 大 井・田 浦	820
上 野・小 林	940	恵 比 寿・横 浜	400	西 大 井・逗 子	730
鶯 谷・成 田	940	恵 比 寿・東神奈川	400	西 大 井・横 浜	300
鶯 谷・下総松崎	940	目 黒・横 浜	400	西 大 井・東神奈川	300
鶯 谷・安 食	940	新 橋・久 里 浜	940	西 大 井・新 子 安	300
鶯 谷・小 林	940	新 橋・衣 笠	940	武蔵小杉・衣 笠	820
日 暮 里・成 田	940	新 橋・横 須 賀	940	横 浜・田 浦	480
日 暮 里・下総松崎	940	新 橋・田 浦	820	横 浜・逗 子	350
日 暮 里・安 食	940	新 橋・東 逗 子	820	横 浜・鎌 倉	350
三 河 島・成 田	940	新 橋・逗 子	820	保土ヶ谷・逗 子	350
三 河 島・下総松崎	940	浜 松 町・久 里 浜	940	名 古 屋・岡 崎	620
三 河 島・安 食	940	浜 松 町・衣 笠	940	名 古 屋・西 岡 崎	620
南 千 住・成 田	940	浜 松 町・横 須 賀	820	名 古 屋・安 城	480
南 千 住・下総松崎	940	浜 松 町・田 浦	820	名 古 屋・三河安城	480
南 千 住・安 食	940	浜 松 町・東 逗 子	820	名 古 屋・東 刈 谷	480

北千住・成田	940
北千住・下総松崎	940
綾瀬・成田	940
綾瀬・下総松崎	940
亀有・成田	940
金町・成田	940
新宿・高尾	570
新宿・西八王子	570
新宿・八王子	490
新宿・豊田	490
新宿・日野	490
新宿・拝島	480
新宿・昭島	480
新宿・中神	480
大久保・高尾	570
大久保・西八王子	570
大久保・八王子	490
大久保・豊田	490
大久保・拝島	480
大久保・昭島	480
東中野・高尾	570
東中野・西八王子	570
東中野・八王子	490
東中野・豊田	490
東中野・拝島	480
中野・高尾	570
中野・西八王子	570
中野・八王子	490
高円寺・高尾	570
高円寺・八王子	490
阿佐ヶ谷・高尾	570
阿佐ヶ谷・八王子	490
渋谷・吉祥寺	220

浜松町・逗子	820
田町・久里浜	940
田町・衣笠	940
田町・横須賀	820
田町・田浦	820
田町・東逗子	820
田町・逗子	820
磯谷・トウエイ・久里浜	940
磯谷・トウエイ・横須賀	820
磯谷・トウエイ・田浦	820
磯谷・トウエイ・東逗子	820
品川・久里浜	940
品川・衣笠	820
品川・横須賀	820
品川・田浦	820
品川・東逗子	820
品川・逗子	730
品川・横浜	300
品川・東神奈川	300
品川・新子安	300
大井町・久里浜	940
大井町・衣笠	820
大井町・横須賀	820
大井町・田浦	820
大井町・逗子	730
大井町・横浜	300
大井町・東神奈川	300
大井町・新子安	300
大森・衣笠	820
大森・横須賀	820
大森・横浜	300
大森・東神奈川	300
蒲田・衣笠	820

名古屋・野田新町	480
名古屋・尾張一宮	300
名古屋・岐阜	470
名古屋・桑名	350
名古屋・朝日	480
名古屋・富田	480
名古屋・富田浜	480
名古屋・四日市	480
尾頭橋・岡崎	620
尾頭橋・安城	480
尾頭橋・三河安城	480
尾頭橋・東刈谷	480
尾頭橋・岐阜	540
金山・岡崎	620
金山・安城	480
金山・三河安城	480
金山・名古屋	170
金山・尾張一宮	370
金山・岐阜	540
熱田・安城	480
枇杷島・岐阜	430
八田・富田	480
八田・富田浜	480
八田・四日市	480
春田・富田浜	480
春田・四日市	480
蟹江・四日市	480
大阪・京都	570
大阪・西大路	570
大阪・桂川	570
大阪・向日町	570
大阪・高槻	260
大阪・摂津富田	260

(円)

区間	運賃
大阪・JR総持寺	260
大阪・神戸	410
大阪・元町	410

(円)

区間	運賃
茨木・神戸	720
茨木・元町	720
茨木・三ノ宮	720

(円)

区間	運賃
南田辺・六十谷	870
南田辺・紀伊	870
鶴ヶ丘・和歌山	870

大阪・三ノ宮	410
大阪・灘	410
大阪・摩耶	410
大阪・六甲道	410
大阪・宝塚	330
大阪・中山寺	330
北新地・神戸	410
北新地・元町	410
北新地・三ノ宮	410
北新地・灘	410
北新地・摩耶	410
北新地・六甲道	410
北新地・宝塚	330
北新地・中山寺	330
新福島・神戸	410
新福島・元町	410
新福島・三ノ宮	410
新福島・灘	410
新福島・摩耶	410
新福島・六甲道	410
新福島・宝塚	330
新福島・中山寺	330
海老江・神戸	410
海老江・元町	410
海老江・三ノ宮	410
海老江・灘	410
海老江・摩耶	410
海老江・宝塚	330
海老江・中山寺	330
御幣島・神戸	410
御幣島・元町	410
御幣島・三ノ宮	410
御幣島・宝塚	330
加島・神戸	410
加島・元町	410
加島・三ノ宮	410
新大阪・京都	570
新大阪・西大路	570

茨木・灘	720
茨木・摩耶	720
茨木・六甲道	720
摂津富田・神戸	820
高槻・神戸	820
高槻・元町	820
高槻・三ノ宮	820
桂川・神戸	1,100
西大路・神戸	1,100
西大路・元町	1,100
西大路・三ノ宮	1,100
京都・神戸	1,100
京都・元町	1,100
京都・三ノ宮	1,100
京都・灘	1,100
京都・摩耶	1,100
京都・城陽	370
京都・JR小倉	290
京都・新田	290
京都・奈良	720
東福寺・JR小倉	290
東福寺・新田	290
東福寺・奈良	720
稲荷・新田	290
塚本・神戸	410
塚本・元町	410
塚本・三ノ宮	410
塚本・宝塚	330
尼崎・神戸	410
JR難波・奈良	570
JR難波・郡山	570
今宮・奈良	570
新今宮・奈良	570
東部市場前・奈良	470
東部市場前・郡山	470
平野・奈良	470
加美・奈良	470
久宝寺・奈良	470

鶴ヶ丘・紀伊中ノ島	870
鶴ヶ丘・六十谷	870
長居・和歌山	870
長居・紀伊中ノ島	870
長居・六十谷	870
我孫子町・和歌山	870
我孫子町・紀伊中ノ島	870
我孫子町・六十谷	870
杉本町・和歌山	870
杉本町・紀伊中ノ島	870
杉本町・六十谷	870
浅香・和歌山	870
浅香・紀伊中ノ島	870
堺市・和歌山	870
堺市・紀伊中ノ島	870
三国ヶ丘・和歌山	870
百舌鳥・和歌山	870

新大阪・高槻	260	天王寺・奈良	470
東淀川・京都	570	天王寺・郡山	470
東淀川・西大路	570	天王寺・和歌山	870
東淀川・高槻	260	天王寺・紀伊中ノ島	870
吹田・京都	570	天王寺・六十谷	870
吹田・神戸	720	天王寺・紀伊	870
岸辺・神戸	720	美章園・和歌山	870
岸辺・元町	720	美章園・紀伊中ノ島	870
岸辺・三ノ宮	720	美章園・六十谷	870
千里丘・神戸	720	美章園・紀伊	870
千里丘・元町	720	南田辺・和歌山	870
千里丘・三ノ宮	720	南田辺・紀伊中ノ島	870

別表第2号ハの2の次に次を加える。

別表第2号ハの3 **【第95条の2・第104条】**

北海道旅客鉄道株式会社線の定期旅客運賃の特定額

(1) 大人通勤定期旅客運賃の特定額

(円)

区間	1箇月	3箇月	6箇月
東釧路・標茶	35,290	100,770	179,810

(2) 大人通学定期旅客運賃の特定額

(円)

区間	1箇月	3箇月	6箇月
桑園・石狩太美	11,110	31,690	60,070
東釧路・標茶	17,030	48,530	91,950
東釧路・茅沼	12,180	34,680	65,940

(3) 中学生等通学定期旅客運賃の特定額

(円)

区間	1箇月	3箇月	6箇月
桑園・石狩太美	7,870	22,450	42,570
東釧路・標茶	12,070	34,370	65,020
東釧路・茅沼	8,670	24,610	46,750

(4) 小学生等通学定期旅客運賃の特定額

(円)

区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月
東 釧 路 ・ 標 茶	6,030	17,160	32,720

(5) 高校生等通学定期旅客運賃の特定額

(円)

区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月
桑 園 ・ 石狩太美	10,110	28,870	54,630
東 釧 路 ・ 標 茶	15,480	44,120	83,590
東 釧 路 ・ 茅 沼	11,090	31,580	59,750

別表第2号レ及び別表第2号レの2を次のとおり改める。

別表第2号レ

【第99条】

東京附近等の特定区間における大人通勤定期旅客運賃の特定額

(円)				(円)			
区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月	区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月
東 京・西 船 橋	9,220	26,290	44,260	渋 谷・桜 木 町	14,170	40,370	67,980
上 野・成 田	27,530	78,480	134,640	渋 谷・横 浜	11,850	33,790	56,910
上 野・下総松崎	27,530	78,480	134,640	渋 谷・東神奈川	11,850	33,790	56,910
上 野・安 食	27,480	78,320	134,640	渋 谷・新 子 安	11,850	33,790	56,910
上 野・小 林	25,260	71,980	134,640	恵 比 寿・横 浜	11,850	33,790	56,910
鶯 谷・成 田	27,530	78,480	134,640	恵 比 寿・東神奈川	11,850	33,790	56,910
鶯 谷・下総松崎	27,530	78,480	134,640	目 黒・横 浜	11,850	33,790	56,910
鶯 谷・安 食	27,070	77,140	134,640	新 橋・久 里 浜	27,480	78,320	134,360
鶯 谷・小 林	24,790	70,640	133,830	新 橋・衣 笠	27,480	78,320	134,360
日 暮 里・成 田	27,530	78,480	134,640	新 橋・横 須 賀	27,480	78,320	134,360
日 暮 里・下総松崎	27,530	78,480	134,640	新 橋・田 浦	22,980	65,500	116,990
日 暮 里・安 食	26,610	75,850	134,640	新 橋・東 逗 子	22,980	65,500	116,990
三 河 島・成 田	27,530	78,480	134,640	新 橋・逗 子	22,980	65,500	116,990
三 河 島・下総松崎	27,530	78,480	134,640	浜 松 町・久 里 浜	27,480	78,320	134,360
三 河 島・安 食	26,190	74,660	134,640	浜 松 町・衣 笠	27,480	78,320	134,360
南 千 住・成 田	27,530	78,480	134,640	浜 松 町・横 須 賀	22,960	65,420	116,990
南 千 住・下総松崎	27,070	77,140	134,640	浜 松 町・田 浦	22,960	65,420	116,990
南 千 住・安 食	25,260	71,980	134,640	浜 松 町・東 逗 子	22,960	65,420	116,990
北 千 住・成 田	27,530	78,480	134,640	浜 松 町・逗 子	22,960	65,420	116,990
北 千 住・下総松崎	26,190	74,660	134,640	田 町・久 里 浜	27,480	78,320	134,360
綾 瀬・成 田	27,480	78,320	134,640	田 町・衣 笠	27,480	78,320	134,360
綾 瀬・下総松崎	25,260	71,980	134,640	田 町・横 須 賀	22,960	65,420	116,990
亀 有・成 田	26,610	75,850	134,640	田 町・田 浦	22,960	65,420	116,990
金 町・成 田	25,660	73,110	134,640	田 町・東 逗 子	22,960	65,420	116,990

新 宿・高 尾	16,800	47,870	80,620
新 宿・西八王子	16,800	47,870	80,620
新 宿・八 王 子	14,490	41,300	69,560
新 宿・豊 田	14,490	41,300	69,560
新 宿・日 野	14,490	41,300	69,560
新 宿・拝 島	14,170	40,370	67,980
新 宿・昭 島	14,170	40,370	67,980
新 宿・中 神	14,170	40,370	67,980
大久保・高 尾	16,800	47,870	80,620
大久保・西八王子	16,800	47,870	80,620
大久保・八 王 子	14,490	41,300	69,560
大久保・豊 田	14,490	41,300	69,560
大久保・拝 島	14,170	40,370	67,980
大久保・昭 島	14,170	40,370	67,980
東中野・高 尾	16,800	47,870	80,620
東中野・西八王子	16,800	47,870	80,620
東中野・八 王 子	14,490	41,300	69,560
東中野・豊 田	14,490	41,300	69,560
東中野・拝 島	14,170	40,370	67,980
中 野・高 尾	16,800	47,870	80,620
中 野・西八王子	16,800	47,870	80,620
中 野・八 王 子	14,490	41,300	69,560
高 円 寺・高 尾	16,800	47,870	80,620
高 円 寺・八 王 子	14,490	41,300	69,560
阿佐ヶ谷・高 尾	16,800	47,870	80,620
阿佐ヶ谷・八 王 子	14,490	41,300	69,560
渋 谷・吉 祥 寺	6,580	18,760	31,620

田 町・逗 子	22,960	65,420	116,990
高輪ゲートウェイ・久里浜	27,480	78,320	134,360
高輪ゲートウェイ・横須賀	22,960	65,420	116,990
高輪ゲートウェイ・田 浦	22,960	65,420	116,990
高輪ゲートウェイ・東逗子	22,960	65,420	116,990
品 川・久里浜	27,480	78,320	134,360
品 川・衣 笠	22,980	65,500	116,990
品 川・横須賀	22,960	65,420	116,990
品 川・田 浦	22,960	65,420	116,990
品 川・東逗子	22,960	65,420	116,990
品 川・逗 子	21,500	61,270	104,330
品 川・横 浜	8,560	24,400	41,100
品 川・東神奈川	8,560	24,400	41,100
品 川・新子安	8,560	24,400	41,100
大井町・久里浜	27,480	78,320	134,360
大井町・衣 笠	22,980	65,500	116,990
大井町・横須賀	22,960	65,420	116,990
大井町・田 浦	22,960	65,420	116,990
大井町・逗 子	21,500	61,270	104,330
大井町・横 浜	8,560	24,400	41,100
大井町・東神奈川	8,560	24,400	41,100
大井町・新子安	8,560	24,400	41,100
大 森・衣 笠	22,980	65,500	116,990
大 森・横須賀	22,960	65,420	116,990
大 森・横 浜	8,560	24,400	41,100
大 森・東神奈川	8,560	24,400	41,100
蒲 田・衣 笠	22,980	65,500	116,990

(円)

区 間	1箇月	3箇月	6箇月
西大井・久里浜	27,480	78,320	134,360
西大井・衣 笠	22,980	65,500	116,990
西大井・横須賀	22,960	65,420	116,990
西大井・田 浦	22,960	65,420	116,990
西大井・逗 子	21,500	61,270	104,330
西大井・横 浜	8,560	24,400	41,100
西大井・東神奈川	8,560	24,400	41,100
西大井・新子安	8,560	24,400	41,100
武蔵小杉・衣 笠	22,980	65,500	116,990

(円)

区 間	1箇月	3箇月	6箇月
大 阪・神 戸	12,530	35,720	60,180
大 阪・元 町	12,530	35,720	60,180
大 阪・三ノ宮	12,530	35,720	60,180
大 阪・灘	12,530	35,720	60,180
大 阪・摩 耶	12,530	35,720	60,180
大 阪・六甲道	12,530	35,720	60,180
大 阪・宝 塚	10,230	29,170	49,100
大 阪・中山寺	10,230	29,170	49,100
北新地・神 戸	12,530	35,720	60,180

横 浜・田 浦	14,170	40,370	67,980
横 浜・逗 子	10,210	29,110	49,000
横 浜・鎌 倉	10,210	29,110	49,000
保土ヶ谷・逗 子	10,210	29,110	49,000
名 古 屋・岡 崎	17,300	49,290	89,710
名 古 屋・西岡崎	17,300	49,290	89,710
名 古 屋・安 城	14,430	41,120	69,260
名 古 屋・三河安城	14,430	41,120	69,260
名 古 屋・東刈谷	14,430	41,120	69,260
名 古 屋・野田新町	14,430	41,120	69,260
名 古 屋・尾張一宮	8,860	25,230	42,500
名 古 屋・岐 阜	13,620	38,810	67,680
名 古 屋・桑 名	10,170	28,980	48,790
名 古 屋・朝 日	14,430	41,120	69,260
名 古 屋・富 田	14,430	41,120	69,260
名 古 屋・富田浜	14,430	41,120	69,260
名 古 屋・四日市	14,430	41,120	69,260
尾 頭 橋・岡 崎	17,300	49,290	89,710
尾 頭 橋・安 城	14,430	41,120	69,260
尾 頭 橋・三河安城	14,430	41,120	69,260
尾 頭 橋・東刈谷	14,430	41,120	69,260
尾 頭 橋・岐 阜	15,170	43,210	81,870
金 山・岡 崎	17,300	49,290	89,710
金 山・安 城	14,430	41,120	69,260
金 山・三河安城	14,430	41,120	69,260
金 山・名 古 屋	5,380	15,350	26,750
金 山・尾張一宮	12,280	34,980	59,800
金 山・岐 阜	15,170	43,210	81,870
熱 田・安 城	14,430	41,120	69,260
枇 杷 島・岐 阜	12,790	36,460	61,380
八 田・富 田	14,430	41,120	69,260
八 田・富田浜	14,430	41,120	69,260
八 田・四日市	14,430	41,120	69,260
春 田・富田浜	14,430	41,120	69,260
春 田・四日市	14,430	41,120	69,260
蟹 江・四日市	14,430	41,120	69,260
大 阪・京 都	16,840	47,970	80,780
大 阪・西大路	16,840	47,970	80,780

北 新 地・元 町	12,530	35,720	60,180
北 新 地・三ノ宮	12,530	35,720	60,180
北 新 地・灘	12,530	35,720	60,180
北 新 地・摩 耶	12,530	35,720	60,180
北 新 地・六甲道	12,530	35,720	60,180
北 新 地・宝 塚	10,230	29,170	49,100
北 新 地・中山寺	10,230	29,170	49,100
新 福 島・神 戸	12,530	35,720	60,180
新 福 島・元 町	12,530	35,720	60,180
新 福 島・三ノ宮	12,530	35,720	60,180
新 福 島・灘	12,530	35,720	60,180
新 福 島・摩 耶	12,530	35,720	60,180
新 福 島・六甲道	12,530	35,720	60,180
新 福 島・宝 塚	10,230	29,170	49,100
新 福 島・中山寺	10,230	29,170	49,100
海 老 江・神 戸	12,530	35,720	60,180
海 老 江・元 町	12,530	35,720	60,180
海 老 江・三ノ宮	12,530	35,720	60,180
海 老 江・灘	12,530	35,720	60,180
海 老 江・摩 耶	12,530	35,720	60,180
海 老 江・宝 塚	10,230	29,170	49,100
海 老 江・中山寺	10,230	29,170	49,100
御 幣 島・神 戸	12,530	35,720	60,180
御 幣 島・元 町	12,530	35,720	60,180
御 幣 島・三ノ宮	12,530	35,720	60,180
御 幣 島・宝 塚	10,230	29,170	49,100
加 島・神 戸	12,530	35,720	60,180
加 島・元 町	12,530	35,720	60,180
加 島・三ノ宮	12,530	35,720	60,180
新 大 阪・京 都	16,840	47,970	80,780
新 大 阪・西大路	16,840	47,970	80,780
新 大 阪・高 槻	7,920	22,580	38,020
東 淀 川・京 都	16,840	47,970	80,780
東 淀 川・西大路	16,840	47,970	80,780
東 淀 川・高 槻	7,920	22,580	38,020
吹 田・京 都	16,840	47,970	80,780
吹 田・神 戸	20,280	57,820	104,540
岸 辺・神 戸	21,330	60,810	104,540

大 阪・桂 川	16,840	47,970	80,780
大 阪・向日町	16,840	47,970	80,780
大 阪・高 槻	7,920	22,580	38,020
大 阪・摂津富田	7,920	22,580	38,020
大 阪・JR総持寺	7,920	22,580	38,020

岸 辺・元 町	20,580	58,700	104,540
岸 辺・三ノ宮	20,280	57,820	104,540
千里丘・神 戸	21,540	61,380	104,540
千里丘・元 町	21,330	60,810	104,540
千里丘・三ノ宮	20,900	59,550	104,540

(円)

区 間	1箇月	3箇月	6箇月
茨 木・神 戸	21,540	61,380	104,540
茨 木・元 町	21,540	61,380	104,540
茨 木・三ノ宮	21,540	61,380	104,540
茨 木・ 灘	20,900	59,550	104,540
茨 木・摩 耶	20,580	58,700	104,540
茨 木・六甲道	20,280	57,820	104,540
摂津富田・神 戸	23,020	65,620	117,220
高 槻・神 戸	23,020	65,620	117,220
高 槻・元 町	23,020	65,620	117,220
高 槻・三ノ宮	23,020	65,620	117,220
桂 川・神 戸	31,580	90,050	158,400
西大路・神 戸	31,580	90,050	158,400
西大路・元 町	31,580	90,050	158,400
西大路・三ノ宮	31,580	90,050	158,400
京 都・神 戸	31,580	90,050	158,400
京 都・元 町	31,580	90,050	158,400
京 都・三ノ宮	31,580	90,050	158,400
京 都・ 灘	31,580	90,050	158,400
京 都・摩 耶	31,580	90,050	158,400
京 都・城 陽	11,220	31,970	53,850
京 都・JR小倉	8,900	25,390	42,770
京 都・新 田	8,900	25,390	42,770
京 都・奈 良	20,580	58,690	104,540
東福寺・JR小倉	8,900	25,390	42,770
東福寺・新 田	8,900	25,390	42,770
東福寺・奈 良	20,580	58,690	104,540
稲 荷・新 田	8,900	25,390	42,770
塚 本・神 戸	12,530	35,720	60,180
塚 本・元 町	12,530	35,720	60,180
塚 本・三ノ宮	12,530	35,720	60,180
塚 本・宝 塚	10,230	29,170	49,100

(円)

区 間	1箇月	3箇月	6箇月
南 田 辺・紀伊中ノ島	25,930	73,900	126,720
南 田 辺・六十谷	25,160	71,660	126,720
南 田 辺・紀 伊	23,430	66,740	126,470
鶴 ヶ 丘・和 歌 山	25,930	73,900	126,720
鶴 ヶ 丘・紀伊中ノ島	25,930	73,900	126,720
鶴 ヶ 丘・六十谷	24,760	70,530	126,720
長 居・和 歌 山	25,930	73,900	126,720
長 居・紀伊中ノ島	25,600	72,940	126,720
長 居・六十谷	24,240	69,100	126,720
我孫子町・和 歌 山	25,600	72,940	126,720
我孫子町・紀伊中ノ島	25,160	71,660	126,720
我孫子町・六十谷	23,860	68,050	126,720
杉 本 町・和 歌 山	25,160	71,660	126,720
杉 本 町・紀伊中ノ島	24,760	70,530	126,720
杉 本 町・六十谷	23,430	66,740	126,470
浅 香・和 歌 山	24,760	70,530	126,720
浅 香・紀伊中ノ島	24,240	69,100	126,720
堺 市・和 歌 山	24,240	69,100	126,720
堺 市・紀伊中ノ島	23,860	68,050	126,720
三国ヶ丘・和 歌 山	23,860	68,050	126,720
百 舌 鳥・和 歌 山	23,430	66,740	126,470

尼崎・神戸	12,530	35,720	60,180
JR難波・奈良	16,840	47,970	80,780
JR難波・郡山	16,840	47,970	80,780
今宮・奈良	16,840	47,970	80,780
新今宮・奈良	16,840	47,970	80,780
東部市場前・奈良	14,520	41,380	69,690
東部市場前・郡山	14,520	41,380	69,690
平野・奈良	14,520	41,380	69,690
加美・奈良	14,520	41,380	69,690
久宝寺・奈良	14,520	41,380	69,690
天王寺・奈良	14,520	41,380	69,690
天王寺・郡山	14,520	41,380	69,690
天王寺・和歌山	25,930	73,900	126,720
天王寺・紀伊中ノ島	25,930	73,900	126,720
天王寺・六十谷	25,930	73,900	126,720
天王寺・紀伊	24,760	70,530	126,720
美章園・和歌山	25,930	73,900	126,720
美章園・紀伊中ノ島	25,930	73,900	126,720
美章園・六十谷	25,600	72,940	126,720
美章園・紀伊	23,860	68,050	126,720
南田辺・和歌山	25,930	73,900	126,720

別表第2号レの2

【第99条】

東京附近等の特定区間における大人通学定期旅客運賃の特定額

(円)

区間	1箇月	3箇月	6箇月
東京・西船橋	7,040	20,100	38,060
上野・成田	13,180	37,550	71,160
上野・下総松崎	13,180	37,550	71,160
上野・安食	13,180	37,550	71,160
上野・小林	12,630	36,010	68,250
鶯谷・成田	13,180	37,550	71,160
鶯谷・下総松崎	13,180	37,550	71,160
鶯谷・安食	13,180	37,550	71,160
鶯谷・小林	12,330	35,150	66,600
日暮里・成田	13,180	37,550	71,160
日暮里・下総松崎	13,180	37,550	71,160
日暮里・安食	13,180	37,550	71,160
三河島・成田	13,180	37,550	71,160

(円)

区間	1箇月	3箇月	6箇月
渋谷・桜木町	7,800	22,260	42,160
渋谷・横浜	7,580	21,590	40,910
渋谷・東神奈川	7,580	21,590	40,910
渋谷・新子安	7,580	21,590	40,910
恵比寿・横浜	7,580	21,590	40,910
恵比寿・東神奈川	7,580	21,590	40,910
目黒・横浜	7,580	21,590	40,910
新橋・久里浜	13,150	37,480	71,020
新橋・衣笠	13,150	37,480	71,020
新橋・横須賀	13,150	37,480	71,020
新橋・田浦	10,980	31,290	59,280
新橋・東逗子	10,980	31,290	59,280
新橋・逗子	10,980	31,290	59,280

三河島・下総松崎	13,180	37,550	71,160
三河島・安食	13,010	37,080	70,290
南千住・成田	13,180	37,550	71,160
南千住・下総松崎	13,180	37,550	71,160
南千住・安食	12,630	36,010	68,250
北千住・成田	13,180	37,550	71,160
北千住・下総松崎	13,010	37,080	70,290
綾瀬・成田	13,180	37,550	71,160
綾瀬・下総松崎	12,630	36,010	68,250
亀有・成田	13,180	37,550	71,160
金町・成田	12,820	36,560	69,270
新宿・高尾	7,650	21,820	41,320
新宿・西八王子	7,650	21,820	41,320
新宿・八王子	7,190	20,460	38,780
新宿・豊田	7,190	20,460	38,780
新宿・日野	7,190	20,460	38,780
新宿・拝島	7,800	22,260	42,160
新宿・昭島	7,800	22,260	42,160
新宿・中神	7,800	22,260	42,160
大久保・高尾	7,650	21,820	41,320
大久保・西八王子	7,650	21,820	41,320
大久保・八王子	7,190	20,460	38,780
大久保・豊田	7,190	20,460	38,780
大久保・拝島	7,800	22,260	42,160
大久保・昭島	7,800	22,260	42,160
東中野・高尾	7,650	21,820	41,320
東中野・西八王子	7,650	21,820	41,320
東中野・八王子	7,190	20,460	38,780
東中野・豊田	7,190	20,460	38,780
東中野・拝島	7,800	22,260	42,160
中野・高尾	7,650	21,820	41,320
中野・西八王子	7,650	21,820	41,320
中野・八王子	7,190	20,460	38,780
高円寺・高尾	7,650	21,820	41,320
高円寺・八王子	7,190	20,460	38,780
阿佐ヶ谷・高尾	7,650	21,820	41,320
阿佐ヶ谷・八王子	7,190	20,460	38,780
渋谷・吉祥寺	5,490	15,660	29,640

浜松町・久里浜	13,150	37,480	71,020
浜松町・衣笠	13,150	37,480	71,020
浜松町・横須賀	10,820	30,820	58,390
浜松町・田浦	10,820	30,820	58,390
浜松町・東逗子	10,820	30,820	58,390
浜松町・逗子	10,820	30,820	58,390
田町・久里浜	13,150	37,480	71,020
田町・衣笠	13,150	37,480	71,020
田町・横須賀	10,820	30,820	58,390
田町・田浦	10,820	30,820	58,390
田町・東逗子	10,820	30,820	58,390
田町・逗子	10,820	30,820	58,390
藤が丘・久里浜	13,150	37,480	71,020
藤が丘・横須賀	10,820	30,820	58,390
藤が丘・田浦	10,820	30,820	58,390
藤が丘・東逗子	10,820	30,820	58,390
品川・久里浜	13,150	37,480	71,020
品川・衣笠	10,980	31,290	59,280
品川・横須賀	10,820	30,820	58,390
品川・田浦	10,820	30,820	58,390
品川・東逗子	10,820	30,820	58,390
品川・逗子	9,880	28,150	53,360
品川・横浜	6,040	17,200	32,590
品川・東神奈川	6,040	17,200	32,590
品川・新子安	6,040	17,200	32,590
大井町・久里浜	13,150	37,480	71,020
大井町・衣笠	10,980	31,290	59,280
大井町・横須賀	10,820	30,820	58,390
大井町・田浦	10,820	30,820	58,390
大井町・逗子	9,880	28,150	53,360
大井町・横浜	6,040	17,200	32,590
大井町・東神奈川	6,040	17,200	32,590
大井町・新子安	6,040	17,200	32,590
大森・衣笠	10,980	31,290	59,280
大森・横須賀	10,820	30,820	58,390
大森・横浜	6,040	17,200	32,590
大森・東神奈川	6,040	17,200	32,590
蒲田・衣笠	10,980	31,290	59,280

(円)

区 間	1箇月	3箇月	6箇月
西大井・久里浜	13,150	37,480	71,020
西大井・衣笠	10,980	31,290	59,280
西大井・横須賀	10,820	30,820	58,390
西大井・田浦	10,820	30,820	58,390
西大井・逗子	9,880	28,150	53,360
西大井・横浜	6,040	17,200	32,590
西大井・東神奈川	6,040	17,200	32,590
西大井・新子安	6,040	17,200	32,590
武蔵小杉・衣笠	10,980	31,290	59,280
横浜・田浦	7,800	22,260	42,160
横浜・逗子	6,520	18,590	35,210
横浜・鎌倉	6,520	18,590	35,210
保土ヶ谷・逗子	6,520	18,590	35,210
名古屋・岡崎	7,760	22,120	41,920
名古屋・西岡崎	7,760	22,120	41,920
名古屋・安城	6,920	19,730	37,370
名古屋・三河安城	6,920	19,730	37,370
名古屋・東刈谷	6,920	19,730	37,370
名古屋・野田新町	6,920	19,730	37,370
名古屋・尾張一宮	6,530	18,610	35,240
名古屋・岐阜	7,770	22,160	41,980
名古屋・桑名	6,470	18,430	34,890
名古屋・朝日	7,150	20,370	38,610
名古屋・富田	7,150	20,370	38,610
名古屋・富田浜	7,150	20,370	38,610
名古屋・四日市	7,150	20,370	38,610
尾頭橋・岡崎	7,760	22,120	41,920
尾頭橋・安城	6,920	19,730	37,370
尾頭橋・三河安城	6,920	19,730	37,370
尾頭橋・東刈谷	6,920	19,730	37,370
尾頭橋・岐阜	8,110	23,100	43,780
金山・岡崎	7,760	22,120	41,920
金山・安城	6,920	19,730	37,370
金山・三河安城	6,920	19,730	37,370
金山・名古屋	2,810	8,020	15,180
金山・尾張一宮	7,030	20,030	37,930

(円)

区 間	1箇月	3箇月	6箇月
大阪・神戸	6,910	19,690	37,310
大阪・元町	6,910	19,690	37,310
大阪・三ノ宮	6,910	19,690	37,310
大阪・灘	6,910	19,690	37,310
大阪・摩耶	6,910	19,690	37,310
大阪・六甲道	6,910	19,690	37,310
大阪・宝塚	6,530	18,620	35,280
大阪・中山寺	6,530	18,620	35,280
北新地・神戸	6,910	19,690	37,310
北新地・元町	6,910	19,690	37,310
北新地・三ノ宮	6,910	19,690	37,310
北新地・灘	6,910	19,690	37,310
北新地・摩耶	6,910	19,690	37,310
北新地・六甲道	6,910	19,690	37,310
北新地・宝塚	6,530	18,620	35,280
北新地・中山寺	6,530	18,620	35,280
新福島・神戸	6,910	19,690	37,310
新福島・元町	6,910	19,690	37,310
新福島・三ノ宮	6,910	19,690	37,310
新福島・灘	6,910	19,690	37,310
新福島・摩耶	6,910	19,690	37,310
新福島・六甲道	6,910	19,690	37,310
新福島・宝塚	6,530	18,620	35,280
新福島・中山寺	6,530	18,620	35,280
海老江・神戸	6,910	19,690	37,310
海老江・元町	6,910	19,690	37,310
海老江・三ノ宮	6,910	19,690	37,310
海老江・灘	6,910	19,690	37,310
海老江・摩耶	6,910	19,690	37,310
海老江・宝塚	6,530	18,620	35,280
海老江・中山寺	6,530	18,620	35,280
御幣島・神戸	6,910	19,690	37,310
御幣島・元町	6,910	19,690	37,310
御幣島・三ノ宮	6,910	19,690	37,310
御幣島・宝塚	6,530	18,620	35,280
加島・神戸	6,910	19,690	37,310

金山・岐阜	8,110	23,100	43,780
熱田・安城	6,920	19,730	37,370
枇杷島・岐阜	7,050	20,110	38,070
八田・富田	7,150	20,370	38,610
八田・富田浜	7,150	20,370	38,610
八田・四日市	7,150	20,370	38,610
春田・富田浜	7,150	20,370	38,610
春田・四日市	7,150	20,370	38,610
蟹江・四日市	7,150	20,370	38,610
大阪・京都	7,660	21,860	41,400
大阪・西大路	7,660	21,860	41,400
大阪・桂川	7,660	21,860	41,400
大阪・向日町	7,660	21,860	41,400
大阪・高槻	6,060	17,240	32,660
大阪・摂津富田	6,060	17,240	32,660
大阪・JR総持寺	6,060	17,240	32,660

加島・元町	6,910	19,690	37,310
加島・三ノ宮	6,910	19,690	37,310
新大阪・京都	7,660	21,860	41,400
新大阪・西大路	7,660	21,860	41,400
新大阪・高槻	6,060	17,240	32,660
東淀川・京都	7,660	21,860	41,400
東淀川・西大路	7,660	21,860	41,400
東淀川・高槻	6,060	17,240	32,660
吹田・京都	7,660	21,860	41,400
吹田・神戸	9,470	27,000	51,160
岸辺・神戸	9,900	28,210	53,460
岸辺・元町	9,660	27,530	52,160
岸辺・三ノ宮	9,470	27,000	51,160
千里丘・神戸	9,900	28,210	53,460
千里丘・元町	9,900	28,210	53,460
千里丘・三ノ宮	9,900	28,210	53,460

(円)

区間	1箇月	3箇月	6箇月
茨木・神戸	9,900	28,210	53,460
茨木・元町	9,900	28,210	53,460
茨木・三ノ宮	9,900	28,210	53,460
茨木・灘	9,900	28,210	53,460
茨木・摩耶	9,660	27,530	52,160
茨木・六甲道	9,470	27,000	51,160
摂津富田・神戸	11,000	31,360	59,400
高槻・神戸	11,000	31,360	59,400
高槻・元町	11,000	31,360	59,400
高槻・三ノ宮	11,000	31,360	59,400
桂川・神戸	15,160	43,240	81,900
西大路・神戸	15,160	43,240	81,900
西大路・元町	15,160	43,240	81,900
西大路・三ノ宮	15,160	43,240	81,900
京都・神戸	15,160	43,240	81,900
京都・元町	15,160	43,240	81,900
京都・三ノ宮	15,160	43,240	81,900
京都・灘	15,160	43,240	81,900
京都・摩耶	15,160	43,240	81,900
京都・城陽	6,940	19,780	37,480
京都・JR小倉	6,680	19,060	36,130

(円)

区間	1箇月	3箇月	6箇月
南田辺・紀伊中ノ島	12,410	35,350	67,010
南田辺・六十谷	12,410	35,350	67,010
南田辺・紀伊	11,570	32,960	62,440
鶴ヶ丘・和歌山	12,410	35,350	67,010
鶴ヶ丘・紀伊中ノ島	12,410	35,350	67,010
鶴ヶ丘・六十谷	12,190	34,770	65,890
長居・和歌山	12,410	35,350	67,010
長居・紀伊中ノ島	12,410	35,350	67,010
長居・六十谷	12,030	34,260	64,930
我孫子町・和歌山	12,410	35,350	67,010
我孫子町・紀伊中ノ島	12,410	35,350	67,010
我孫子町・六十谷	11,850	33,760	63,960
杉本町・和歌山	12,410	35,350	67,010
杉本町・紀伊中ノ島	12,190	34,770	65,890
杉本町・六十谷	11,570	32,960	62,440
浅香・和歌山	12,190	34,770	65,890
浅香・紀伊中ノ島	12,030	34,260	64,930
堺市・和歌山	12,030	34,260	64,930
堺市・紀伊中ノ島	11,850	33,760	63,960
三国ヶ丘・和歌山	11,850	33,760	63,960
百舌鳥・和歌山	11,570	32,960	62,440

京 都・新 田	6,680	19,060	36,130
京 都・奈 良	9,650	27,530	52,150
東 福 寺・J R小倉	6,680	19,060	36,130
東 福 寺・新 田	6,680	19,060	36,130
東 福 寺・奈 良	9,650	27,530	52,150
稲 荷・新 田	6,680	19,060	36,130
塚 本・神 戸	6,910	19,690	37,310
塚 本・元 町	6,910	19,690	37,310
塚 本・三ノ宮	6,910	19,690	37,310
塚 本・宝 塚	6,530	18,620	35,280
尼 崎・神 戸	6,910	19,690	37,310
J R難波・奈 良	7,660	21,860	41,400
J R難波・郡 山	7,660	21,860	41,400
今 宮・奈 良	7,660	21,860	41,400
新今宮・奈 良	7,660	21,860	41,400
東部市場前・奈 良	7,200	20,500	38,860
東部市場前・郡 山	7,200	20,500	38,860
平 野・奈 良	7,200	20,500	38,860
加 美・奈 良	7,200	20,500	38,860
久 宝 寺・奈 良	7,200	20,500	38,860
天 王 寺・奈 良	7,200	20,500	38,860
天 王 寺・郡 山	7,200	20,500	38,860
天 王 寺・和 歌 山	12,410	35,350	67,010
天 王 寺・紀伊中ノ島	12,410	35,350	67,010
天 王 寺・六 十 谷	12,410	35,350	67,010
天 王 寺・紀 伊	12,190	34,770	65,890
美 章 園・和 歌 山	12,410	35,350	67,010
美 章 園・紀伊中ノ島	12,410	35,350	67,010
美 章 園・六 十 谷	12,410	35,350	67,010
美 章 園・紀 伊	11,850	33,760	63,960
南 田 辺・和 歌 山	12,410	35,350	67,010